

研修資料
顧客
提示厳禁



2025年6月 商品改定研修資料

オリックス生命保険株式会社
2025年3月作成(4月9日更新)

本資料は代理店向け研修資料であり、貴代理店以外への配布・提示を禁止します。

目次

はじめに	2
------	---

発売・改定について

概要・スケジュール	4
改定の全体像	5
改定ポイント(商品)	6
改定ポイント(保険料)	7
改定ポイント(新契約の取扱い)	8
改定ポイント(健康診断結果通知書等のペーパーレス提出)	10
改定ポイント(年金の受取り方)	11
改定に伴う注意事項	12

商品概要

Keep Up[キープ・アップ]について	15
適用する保険料率	19
保険料例表(年金額別)	21
健康医療相談サービス・提携企業のお役立ちサービス	25

新契約・保全の取扱い

新契約の取扱い(主契約・特約)	27
新契約の取扱い(通算)	29
新契約の取扱い(告知書扱)	30
新契約の取扱い(保険料率別の申込時留意点)	31
新契約の取扱い(その他)	32
新契約の取扱い(必要書類)	33
乗換契約の注意事項	34
保全の取扱い	35
保全の取扱い(復活)	36
コンバージョン・無選択加入	37
Q&A	38

Appendix

保険料例表(支払保証期間別)	40
他社比較(保障内容)	42
他社比較(保険料)	43

はじめに

大きな安心とともに、これまで以上に魅力的な商品を
多くの選択肢でお客さまへお届けするために

2024年11月に一時払終身保険Moonshotを発売し、弊社商品ラインナップは多様なお客さまのニーズに対応できるものに進化しました。そして、このたび2025年6月に収入保障保険をリニューアルし、新たに、**収入保障保険Keep Up [キープ・アップ]**を販売開始いたします。

特に現役世代のお客さまに対し、さらなる安心をお届けするため、Keep Upでは身体障害・介護の保障を充実させています。「万一の場合や生前の幅広いリスクに備え、家族の生活費を確保しておきたい」といったお客さまニーズに対して、一層充実した収入保障保険をご提供いたします。

また、体格(BMI値)、血圧値および喫煙状況に応じた4つの保険料区分を導入することで、所定の基準を満たしているお客さまには合理的な保険料で充実した保障をご提供できます。

商品改定にあわせて、健康診断結果通知書・人間ドック成績表のペーパーレス提出を取扱開始するなど、新契約時のお取扱いの一部改定をおこない、申込手続きを簡便にすることで、「保障を必要とするより多くのお客さまにお届けできる、収入保障保険」に生まれ変わります！

		平準払			一時払
第一分野商品	円建				<p><法人向け商品> 無配当定期保険</p>  
	米ドル建				 指定通貨：米ドル/円 ※個人契約のみ

発売・改定について

概要・スケジュール



収入保障保険Keep Up [キープ・アップ] (無配当 無解約払戻金型収入保障保険(2025))について

販売開始日 : 2025年6月2日(月) ※申込日および契約日が6月2日以降となる契約より取扱い

概要

収入保障保険Keep Up [キープ・アップ]を発売します。
それに伴い、2025年6月1日(申込日および契約日)で、収入保障保険Keep [キープ]の販売を停止します。

スケジュール

※スケジュールは変更となる可能性があります

内容	日程
パンフレット等の帳票事前予約期間	4月11日(金)~4月22日(火)
「収入保障保険 リニューアルのお知らせ」チラシ配布期間 (4月17日(木)よりORIX LIFE Naviへ掲載・発注開始)	4月17日(木)~6月1日(日)
「収入保障保険Keepの商品改定前のお申込みに関する同意書」取付期間 (4月17日(木)よりORIX LIFE Naviへ掲載)	
AI・WAVE <アイ・ウェーブ>ダウンロード開始 (自動で更新されません)	4月17日(木)8:00~
ORB<オーブ>設計・申込ツール 更新	5月15日(木)8:00~
事前予約帳票の到着予定日 (一部代理店さまを除きます)	5月21日(水)~5月23日(金)

改定の全体像

身体障害・介護の生前保障を拡充

- 「収入保障障害介護特則」を新設(「身体障害4級以上、要介護1以上」に該当したとき収入保障障害介護年金をお支払い)
 - 「収入保障障害介護一時金特約」を新設(「身体障害6級以上、要支援2以上」に該当したとき収入保障障害介護一時金をお支払い)
- ※「災害割増特約」「傷害特約」「年金月額上乗特約」「特定疾病保険料払込免除特則」は、Keep Upでは付加・適用いただけません。

詳細は
6ページへ

保険料払込免除事由の拡大

- がん:初めてがん(上皮内新生物含む)と診断確定されたとき
- 心疾患:心疾患の治療を目的として入院または約款所定の手術を受けたとき
- 脳血管疾患:脳血管疾患の治療を目的として入院または約款所定の手術を受けたとき

詳細は
6ページへ

体格(BMI値)、血圧値および喫煙状況に応じた4つの保険料率を新設

- ①非喫煙者優良体 ②喫煙者優良体 ③非喫煙者標準体 ④喫煙者標準体 のうちいずれかの料率を適用

保険料の
新旧比較は
7ページへ

新契約の取扱いについて一部改定

- 最低年金月額(5万円に引下げ)、支払保証期間(10年の新設)、保険期間(85歳・90歳満了の新設)の変更
- 最低保険料の新設(払込方法に関わらず1証券あたり 月払:1,500円、半年払:8,000円、年払15,000円) ※Keep Upのみ
- 高額割引区分の変更
- 「高額契約報告書」の提出基準の変更(当社通算死亡保険金額5,000万円超から10,000万円超に緩和) ※Keep Upのみ
- 告知書扱の拡大枠の変更(契約年齢22~39歳の拡大枠の上限を2,000万円から3,000万円に引上げ)

詳細は
8ページへ

年金の受取方法の拡充

- 年金受取、全部一括受取、残額一括受取に加え、「一部一括受取」を追加

詳細は
11ページへ

健康診断結果通知書・人間ドック成績表 ペーパーレス提出の取扱い開始

- ペーパーレスによる告知かつ診査基準が健康診断結果通知書扱・人間ドック扱の場合、[キープ・アップ]の告知書扱で優良体保険料率を選択した場合に、「健康診断結果通知書」・「人間ドック成績表」をペーパーレスで提出できる仕組みを導入

詳細は
10ページへ

改定ポイント(商品)

万一の場合の保障に加え、身体障害・介護の生前保障が拡充されました。



販売停止

主契約

無配当 解約払戻金抑制型収入保障保険(2010)

特約等

災害割増特約	Keep Upでは 付加・適用 いただけません
傷害特約	
年金額上乘特約	
特定疾病保険料払込免除特則	
リビング・ニーズ特約	



New!

主契約

無配当 無解約払戻金型収入保障保険(2025)

特約等

収入保障障害介護特則 **【新設】**

収入保障障害介護一時金特約 **【新設】**

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) **【新設】**

リビング・ニーズ特約

New!

収入保障障害介護特則について

以下の支払事由に該当したときに、保険期間満了まで毎月年金をお支払いします。
詳細は17ページをご参照ください。

支払事由の概要	
死亡	死亡したとき
高度障害	約款所定の高度障害状態に該当したとき
+	本特則を適用した場合は以下も支払事由に追加されます
特定障害	身体障害者福祉法に定める 1級～4級 のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
介護	公的介護保険制度における 要介護1～5 のいずれかの状態に該当すると認定されたとき

New!

収入保障障害介護一時金特則について

以下の支払事由に該当したときに、「収入保障障害介護一時金」をお支払いします。
詳細は18ページをご参照ください。

支払事由の概要	
高度障害	約款所定の高度障害状態に該当したとき
特定障害	身体障害者福祉法に定める 1級～6級 のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
介護	公的介護保険制度における 要支援2、要介護1～5 のいずれかの状態に該当すると認定されたとき

New!

特定三疾病保険料払込免除特則(2025)について

三大疾病により所定の事由に該当したとき、保険料の払込みが免除されます。詳細は18ページをご参照ください。

《保険料払込免除となる事由》

がん	心疾患	脳血管疾患
初めてがんと診断確定されたとき (上皮内新生物を含む)	心疾患 の治療を目的として 入院 または約款所定の手術を受けたとき	脳血管疾患 の治療を目的として 入院 または約款所定の手術を受けたとき
(改定前)		
悪性新生物(がん)	急性心筋梗塞	脳卒中
初めて悪性新生物(がん)と診断確定されたとき	60日以上労働制限または約款所定の手術を受けたとき	60日以上言語障害や麻痺等の継続または約款所定の手術を受けたとき

改定ポイント(保険料)

4パターンに分かれた新保険料率の一例です。(料率区分の詳細は19ページをご参照ください。)

【ご契約例】

払込回数:月払(口座振替) 保険期間/保険料払込期間:65歳満了 支払保証期間:1年 収入保障障害介護特則適用なし(Keep Up) ※そのほか特約の付加なし

P免あり		Keep Up 収入保障保険				P免なし		Keep Up 収入保障保険											
年金月額	性別	契約年齢	料率区分なし	非喫煙者優良体	喫煙者優良体	非喫煙者標準体	喫煙者標準体	年金月額	性別	契約年齢	料率区分なし	非喫煙者優良体	喫煙者優良体	非喫煙者標準体	喫煙者標準体				
10万円	男性	20	3,250円	2,040円 (-1,210円)	2,600円 (-650円)	2,920円 (-330円)	3,980円 (730円)	10万円	男性	20	3,140円	1,970円 (-1,170円)	2,520円 (-620円)	2,840円 (-300円)	3,900円 (760円)				
		30	3,420円	1,890円 (-1,530円)	2,730円 (-690円)	3,100円 (-320円)	4,710円 (1,290円)			10万円	女性	20	2,000円	1,520円 (-480円)	1,890円 (-110円)	1,890円 (-110円)	2,820円 (820円)		
		40	4,070円	2,100円 (-1,970円)	3,290円 (-780円)	3,550円 (-520円)	5,850円 (1,780円)					30	2,360円	1,560円 (-800円)	2,030円 (-330円)	2,110円 (-250円)	3,720円 (1,360円)		
		50	-	2,400円	3,940円	3,720円	6,470円					40	2,690円	1,710円 (-980円)	2,200円 (-490円)	2,510円 (-180円)	4,990円 (2,300円)		
	50	-	-	-	-	-	50		-			1,860円	2,350円	2,820円	4,860円				
	15万円	男性	20	-	-	-	-		-	15万円	男性	20	-	-	-	-			
			30	5,040円	2,745円 (-2,295円)	4,005円 (-1,035円)	4,560円 (-480円)		6,975円 (1,935円)			15万円	女性	20	-	2,250円 (-1,200円)	2,955円 (-495円)	3,075円 (-375円)	5,490円 (2,040円)
			40	6,030円	3,060円 (-2,970円)	4,845円 (-1,185円)	5,235円 (-795円)		8,685円 (2,655円)					30	3,450円	2,475円 (-1,470円)	3,210円 (-735円)	3,675円 (-270円)	7,395円 (3,450円)
50			-	3,510円	5,820円	5,490円	9,615円	40	3,945円					2,730円 (-1,530円)	3,510円 (-750円)	4,035円 (-225円)	7,950円 (3,690円)		
50		-	-	-	-	-	50	-	2,925円		3,705円			4,440円	7,590円				

※P免:【Keep】特定疾病保険料払込免除特則、【Keep Up】特定三疾病保険料払込免除特則(2025)、計算基準日:【Keep】2025年4月1日、【Keep Up】2025年6月2日

改定ポイント(新契約の取扱い)

新契約時の取扱いの改定ポイントは以下のとおりです。



契約年齢	15歳～70歳								
保険期間	年満了：10～35年(1年刻み) 歳満了：55歳～80歳(5歳刻み)								
支払保証期間	1年/5年								
取扱制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">最高換算保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約年齢</td> <td>15歳～21歳：5,000万円 22歳～70歳：99,900万円</td> </tr> <tr> <th>最低年金月額</th> <th>取扱単位(年金月額)</th> </tr> <tr> <td>10万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	最高換算保険金額		契約年齢	15歳～21歳：5,000万円 22歳～70歳：99,900万円	最低年金月額	取扱単位(年金月額)	10万円	1万円
最高換算保険金額									
契約年齢	15歳～21歳：5,000万円 22歳～70歳：99,900万円								
最低年金月額	取扱単位(年金月額)								
10万円	1万円								
最低保険料	なし								
診査基準	告知書扱(汎用告知書を使用) 健康診断結果通知書扱・人間ドック扱・医師扱								
高額割引区分	換算保険金額により5区分に分かれる。 ① 1,600万円未満 ② 1,600万円以上 3,000万円未満 ③ 3,000万円以上 5,000万円未満 ④ 5,000万円以上 9,000万円未満 ⑤ 9,000万円以上								
高額契約	一被保険者あたりの当社通算死亡保険金額が5,000万円超の場合に「高額契約報告書」の提出が必要								



20歳～70歳 変更 Point! ※収入保障障害介護特則を適用、収入保障障害介護一時金特約を付加した場合は64歳まで	年満了：10～35年(1年刻み) 歳満了：55歳～90歳(5歳刻み) 85歳・90歳満了 追加 New!	1年/5年/10年 10年新設 New!	
収入保障障害介護特則	最高換算保険金額 変更 Point!	最低年金月額	取扱単位(年金月額)
適用なし	契約年齢 20歳～21歳：5,000万円 22歳～70歳：99,900万円	5万円	1万円
適用あり	契約年齢 20歳～21歳：5,000万円 22歳～64歳：30,000万円	最低年金月額 引下げ New!	
月払：1,500円、半年払：8,000円、年払15,000円 ※払込方法に関わらず1証券あたりの最低保険料です。 ※新契約時のみ(保全の際は不問)	告知書扱(汎用告知書を使用) 健康診断結果通知書扱・人間ドック扱・医師扱 ※告知書扱改定の詳細については次のページをご参照ください。	告知書扱の拡大枠について、一部範囲拡大 Point!	
年金月額により12区分に分かれる。 ① 5万円 ⑤ 9万円 ⑨ 25万円以上 30万円未満 ② 6万円 ⑥ 10万円以上 15万円未満 ⑩ 30万円以上 35万円未満 ③ 7万円 ⑦ 15万円以上 20万円未満 ⑪ 35万円以上 40万円未満 ④ 8万円 ⑧ 20万円以上 25万円未満 ⑫ 40万円以上	年金月額で細分化 Point!		
Keep Upの場合は、一被保険者あたりの当社通算死亡保険金額が10,000万円超の場合に「高額契約報告書」の提出が必要 ※法人契約で5,000万円超10,000万円以下の場合、①直近2期分の年商・利益、②決算書で債務超過でないことの2点を確認し、「募集人の報告書」の特記事項欄へ記載する必要があります。	Keep Upに限り緩和 Point!		

改定ポイント(新契約の取扱い)

告知書扱について

診査基準について、告知書扱の拡大枠[②Keep Up、Keep]を以下のとおり拡大します。

※Keep Upは告知書扱のみ、「主契約:加入時の換算保険金額× ½」で通算し、下表①と②双方を満たす必要があります。

※収入保障障害介護特則、収入保障障害介護一時金特約のどちらかまたは双方を適用した契約については、「身体障害・介護保険金額の通算限度」も満たす必要があります。

(新契約の取扱いの詳細については、30ページをご参照ください。)

※収入保障障害介護一時金特約は通算の対象外です。

①第一分野商品全般

契約年齢	保険金額 ~250万	~500万	~750万	~1,200万	~1,500万	~2,000万	~3,000万
15~21歳							
22~39歳							
40~50歳		基本枠				拡大枠	
51~60歳						拡大枠	
61~65歳							
66~75歳							
76~80歳							

単位:円

①第一分野商品全般

変更なし

契約年齢	保険金額 ~250万	~500万	~750万	~1,200万	~1,500万	~2,000万	~3,000万
15~21歳							
22~39歳							
40~50歳		基本枠				拡大枠	
51~60歳						拡大枠	
61~65歳							
66~75歳							
76~80歳							

単位:円

②Keep

※通算対象はKeepのみ

契約年齢	保険金額 ~250万	~500万	~750万	~1,200万	~1,500万	~2,000万	~3,000万
20~21歳							
22~39歳							
40~50歳		基本枠				拡大枠	
51~60歳						拡大枠	
61~65歳							
66~70歳							

単位:円

②Keep Up、Keep

※通算対象はKeep Up、Keep

契約年齢22~39歳の拡大枠の上限を引上げ
(2,000万円 → 3,000万円)

契約年齢	保険金額 ~250万	~500万	~750万	~1,200万	~1,500万	~2,000万	~3,000万
20~21歳							
22~39歳							
40~50歳		基本枠				拡大枠	
51~60歳						拡大枠	
61~65歳							
66~70歳							

単位:円

New!

Point!
引上げ

改定ポイント(健康診断結果通知書等のペーパーレス提出)

「健康診断結果通知書」「人間ドック成績表」をペーパーレス(アップロード形式)で提出いただくことが可能となります。ORBの「健康診断結果通知書・人間ドック成績表の提出」の画面から、お客さま自身の端末または募集人の端末でアップロードサイトにアクセスし、書類の撮影・アップロードをしていただきます。

【対象契約】

- ペーパーレスによる告知かつ診査基準が健康診断結果通知書扱・人間ドック扱の場合(Keep Up以外の商品も対象です)
- ペーパーレスによる告知かつKeep Upの告知書扱で優良体保険料率を選択した場合

【アップロード手順】



※ 「健康診断結果通知書」「人間ドック成績表」以外の医的資料のアップロードはできません。「診断書」など別の医的資料の提出を希望する場合は、書類を提出してください。
 ※ アップロードによる形式で提出した場合は、別途の書類提出は不要です。ただし、画像に不鮮明な箇所がある場合は、医的査定において書類提出を求める場合があります。

改定ポイント(年金の受取り方)

年金の受取り方について、「年金受取」「全部一括受取」「残額一括受取」に加え、「一部一括受取」も選択いただけるようになりました。

受取イメージ

【ご契約例】契約年齢:30歳 保険期間・保険料払込期間:65歳満了 年金月額:10万円 被保険者が40歳(ご契約から10年1か月目)で支払事由に該当した場合

毎月一定額を受取りたい場合に

年金受取

保険期間満了まで、毎月年金でお受取りいただけます。



毎月の年金受取と一括受取を組み合わせたい場合に

一部一括受取*

初めに年金現価相当額の一部を一括で受取り、残りを保険期間満了まで、毎月年金でお受取りいただけます。

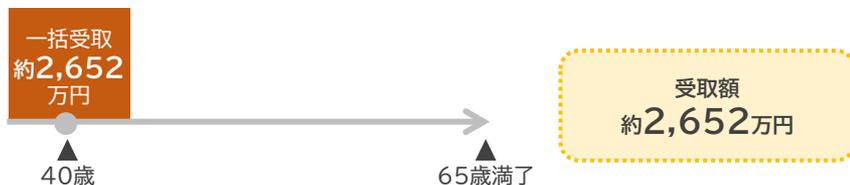


New!

まとまったお金を一括で受取りたい場合に

全部一括受取*

まだお支払いしていない年金支払期間中の年金(年金現価相当額)を一括でお受取りいただけます。



残額一括受取*

毎月年金をお受取りいただき、任意のタイミングで残りの年金現価相当額を一括でお受取りいただけます。



*「一括受取」の場合は年金現価相当額をお支払いしますので、受取総額は多くの場合、「年金受取」の場合の総額よりも少なくなります。

改定に伴う注意事項

改定前のKeepへ加入する場合には、申込日および契約日が6月1日(日)以前となる必要があるため、以下の点にご注意ください。

① 全般

申込書受領日・告知日が以下日程までとなるようご案内ください。
※告知書取直しや医師扱の場合、告知日(診査日)が以下日程までとなるようご注意ください。

	月払(始期指定扱以外)	月払(始期指定扱)・半年払・年払
申込書受領日 告知日	5月31日(土)	6月1日(日)

② 責任開始に関する特約を付加しない場合

未入金 of 契約については、着金、またはオーソリ承認日が以下日程までとなるようご案内ください。
※金融機関により非営業日(土日祝)の対応は異なります。詳細は金融機関へお問合せください。

		月払(始期指定扱以外)	月払(始期指定扱)・半年払・年払
着金日	—	5月31日(土)	6月1日(日)
オーソリ承認日	ペーパーレスで 口座振替・クレジットカード払 の手続きをした場合	5月31日(土)	6月1日(日)
	上記以外の場合	5月30日(金)	5月30日(金)

③ ペーパーレス申込手続きの場合

契約者・被保険者手続の完了が以下日程までとなるようご案内ください。

	月払(始期指定扱以外)	月払(始期指定扱)・半年払・年払
契約者・被保険者 手続完了日	5月31日(土)	6月1日(日)



商品概要

Keep Up [キープ・アップ]について

こんなお客さまはいらっしゃいませんか？



お子さまがまだ小さく、保険料を抑えながら大きな保障を合理的に準備したいお客さま

リスク細分を採用

健康状態等の基準を満たす方や、喫煙しない方は保険料が割安になる可能性があります！

万一の場合のリスクに加えて、生前のリスクにも備えたいお客さま

身体障害・介護への備え

特定障害状態や介護を要する状態となった場合も、年金や一時金を受取れるなど身体障害・介護の保障が充実しています！

特定疾病に罹患した際の保険料支払いに不安を感じているお客さま

保険料払込免除事由の範囲拡大

特定疾病による保険料払込免除事由の範囲が拡大され、罹患後の保険料支払いの負担が軽減される商品設計です！

Keep Up [キープ・アップ]は、万一の場合の保障を合理的に準備しながら、身体障害・介護といった生前の幅広いリスクにも備えられる商品です！

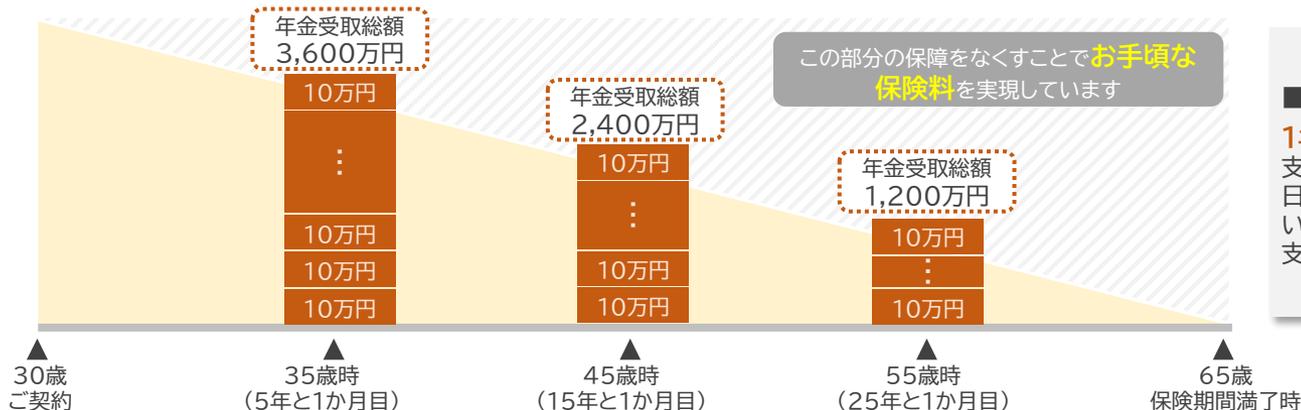
Keep Up [キープ・アップ]について

商品の仕組み



正式名称：無配当 無解約払戻金型収入保障保険(2025)

【イメージ図】 年金月額10万円、保険期間65歳満了のご契約における各年齢で支払事由に該当した場合の年金受取総額の推移



■ 支払保証期間

1年・5年・10年からお選びいただけます。支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が「支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日に関わらず、支払保証期間中は年金をお支払いします。

主契約	収入保障 障害介護特則 適用なし	収入保障年金	死亡 したとき	特約等	収入保障 障害介護 一時金特約	収入保障 障害介護 一時金	いずれかの状態に該当したとき	
	収入保障 障害介護特則 適用あり	高度障害年金	高度障害 状態に該当したとき				高度障害	特定障害
		収入保障年金	死亡 したとき		特定障害 介護	特定障害	介護	
	収入保障 障害介護年金	いずれかの状態に該当したとき	高度障害 特定障害 介護			身体障害1級～6級 要介護1～5		
				特定三疾病 保険料払込 免除特則 (2025)	以下の疾病で所定の事由に該当したとき、 以後の保険料の払込みを免除			
				リビング・ ニーズ特約	余命6か月以内と判断されたとき			

※特則を適用する／しない、および特約を付加する／しないはお客様さまにご選択いただけます。

Keep Up [キープ・アップ]について

収入保障障害介護特則

適用できる契約年齢: 20歳～64歳

※保険期間・支払保証期間によって異なります。

※特則を適用する/しないはお客さまにご選択いただけます。

万一のとき、または**高度障害状態**、**特定障害状態**、**介護を要する状態**になったときに、保険期間満了まで毎月年金をお支払いします。

収入保障障害介護特則 適用あり			収入保障障害介護特則 適用なし			支払額
お支払いする年金	支払事由の概要		お支払いする年金	支払事由の概要		
収入保障年金	死亡	死亡したとき	収入保障年金	死亡	適用ありと同様	年金月額
	高度障害	約款所定の高度障害状態に該当したとき	高度障害年金	高度障害		
収入保障 障害介護年金	+ 本特則を適用した場合は以下も支払事由に追加されます <i>Point!</i>		特則を適用することで【特定障害】・【介護】といった幅広いリスクに備えることができます！ <i>Point!</i> 			
	特定障害	身体障害者福祉法に定める1級～4級のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき				
	介護	公的介護保険制度における要介護1～5のいずれかの状態に該当すると認定されたとき				

※収入保障年金および高度障害年金、または収入保障年金および収入保障障害介護年金は重複してお支払いしません。また、収入保障障害介護年金の支払事由に複数該当した場合、収入保障障害介護年金は重複してお支払いしません。

※公的介護保険制度における要介護認定は40歳以上の方が対象です。そのため、39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。

※収入保障障害介護特則適用、特定三疾病保険料払込免除特則(2025)のあり/なしにかかわらず、不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料の払込みは免除されます。

！ 保険期間満了後に高度障害状態、特定障害状態または介護を要する状態が確定等した場合

①高度障害年金・収入保障障害介護年金(高度障害)

収入保障障害介護特則適用のあり/なしにかかわらず、保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込みがないことのみが明らかでないために、年金の支払事由に該当しない場合は、つぎのとおり取扱います。

保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときに、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして、年金をお支払いします。

②収入保障障害介護年金(特定障害状態)

保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障害者手帳の交付があり、1級から4級までの身体障害について、保険期間中に固定または確定したと医師によって診断されたときには、保険期間満了日にその身体障害者手帳の交付があったものとして、年金をお支払いします。

③収入保障障害介護年金(介護を要する状態)

被保険者が保険期間満了後に、公的介護保険制度による要介護認定を受け支払事由に該当した場合でも、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日が保険期間中にあるときは、その日に支払事由に該当したものと、年金をお支払いします。

※②③については、収入保障障害介護一時金特約の一時金も同様に取扱います。その場合の特定障害状態は身体障害1級から6級まで、介護を要する状態は要支援2、要介護1から5までとなります。

Keep Up [キープ・アップ]について

収入保障障害介護一時金特約

付加できる契約年齢:20歳~64歳

※保険期間・支払保証期間によって異なります。

※ 特則を適用する/しない、および特約を付加する/しないは、お客さまにご選択いただけます。

高度障害状態、特定障害状態、介護を要する状態になったときに、「収入保障障害介護一時金」をお支払いします。

お支払いする一時金	支払事由の概要		支払額
収入保障 障害介護一時金	高度障害	約款所定の高度障害状態に該当したとき	収入保障 障害介護 一時金額 (1回限り)
	特定障害	身体障害者福祉法に定める1級~6級のいずれかの障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき	
	介護	公的介護保険制度における要支援2、要介護1~5のいずれかの状態に該当すると認定されたとき	

※公的介護保険制度における要介護認定は40歳以上の方が対象です。そのため、39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。
※収入保障障害介護一時金の保障額は、年金月額12倍以下の範囲で、50万円~300万円(50万円単位)で設定いただけます。

Point!

収入保障障害介護特則を適用した場合の主契約に比べ、広範囲の支払要件で一時金をお支払いする保障をご準備いただけます!



特定三疾病保険料払込免除特則(2025)

三大疾病により所定の事由に該当したとき、以後の保険料の払込みが免除されます。

がん	心疾患	脳血管疾患
初めてがん と診断確定されたとき (上皮内新生物を含む)	心疾患の 治療を目的として入院 または 約款所定の手術を受けたとき	脳血管疾患の 治療を目的として入院 または 約款所定の手術を受けたとき

※がん責任開始日は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。

Point!

がんは上皮内新生物、心疾患・脳血管疾患は治療を目的とした入院も保険料払込免除となる事由に加わりました!



リビング・ニーズ特約

◆特約保険料は不要です

お支払いする保険金	支払事由の概要	支払額
リビング・ニーズ 保険金	余命6か月以内と 判定されたとき	被保険者が指定した保険金額(指定保険金額)から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額

※保険契約者が法人の場合は付加できません。

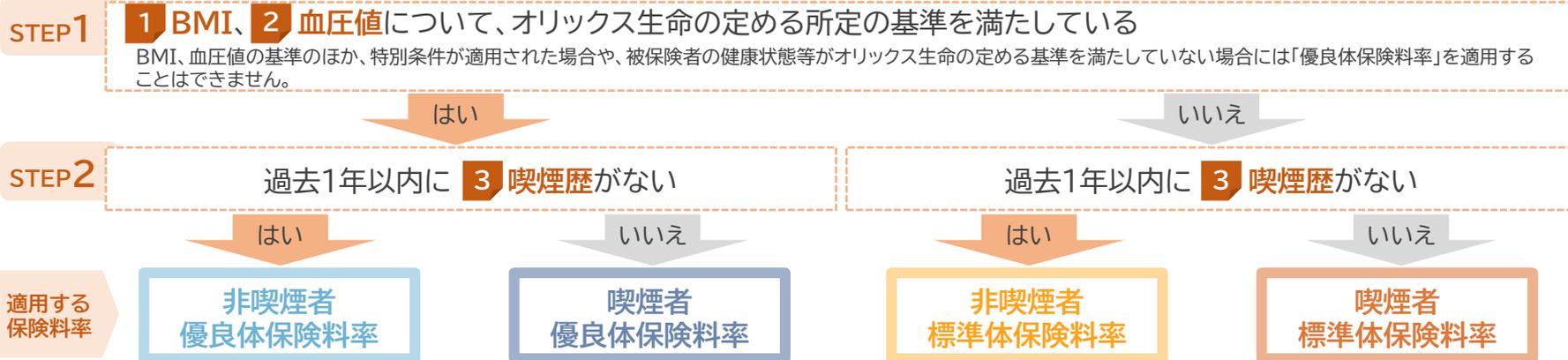
※主契約の年金をお支払いしたか、またはお支払いすることとした場合、その後にリビング・ニーズ保険金をご請求いただくことはできません。



Keep Upでは、災害割増特約・傷害特約・年金月額上乗特約の取扱いはありません。

適用する保険料率

ご契約時の被保険者の体格(BMI値)、血圧値および喫煙状況がオリックス生命の定める基準を満たしている場合は、**保険料が割安になります。**



1 BMI: 18.0以上27.0未満であること

BMIとはボディ・マス・インデックスの略で、肥満度を示す国際的な指標です。つぎの計算式で求めることができます。

$$BMI = \text{体重(kg)} \div \{\text{身長(m)}\}^2$$

計算の際は、体重(kg)は小数点以下第1位を、身長(m)は小数点以下第3位を四捨五入してください。

■ 身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

2 血圧値: 最大血圧が140mmHg未満かつ、最小血圧が90mmHg未満であること

3 喫煙状況: 過去1年以内に喫煙歴がないこと

喫煙とは、紙巻たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻たばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、禁煙補助薬(ニコチンパッチ、ニコチンガム)等を使用することをいいます

※「非喫煙者優良体保険料率」および「喫煙者優良体保険料率」の適用には健康診断結果通知書等の提出が必要です。提出いただけない場合は「非喫煙者標準体保険料率」または「喫煙者標準体保険料率」を適用します。

※保険料率は適用基準だけでなく告知書、健康診断結果通知書等とあわせて総合的に判断します。そのため、お申込みいただく保険料率が適用されない場合があります。

「非喫煙者優良体保険料率」「非喫煙者標準体保険料率」を適用してお申込みいただく際の注意点

- 所定の方法により「コチニン検査」を行う場合があります。後日、対象となる被保険者を無作為に抽出し、郵送等にご案内いたします。保険契約の成立の条件となりますので、すみやかにご返送ください。
- 「非喫煙者基準(料率)」を適用するためには、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。
- ご自身が喫煙をしていなくても受動喫煙(副流煙)等の影響で所定のコチニン含有量を超えることがあります。その場合でも「非喫煙者基準(料率)」は適用できませんのでご注意ください。

適用する保険料率

適用する保険料率は、ORBの【保険料試算】画面の「保険料率判定」で確認いただくことができます。
正しい保険料率を選択しているか、お申込時に必ずお客さまにご確認いただきますようお願いいたします。

【ORB保険料試算画面での「保険料率判定」手順】

ペーパーレス手続き・書面手続きにかかわらず、
保険料試算時にご確認いただけます！

【保険料率判定】画面がポップアップ

保険料率 判定結果 **非喫煙者優良体保険料率 (BMI: 24.2)**

優良体保険料率の判定基準

- ① BMI、② 血圧値ともに所定の基準を満たしている場合、優良体保険料率と判定します。
- ① BMI (ボディ・マス・インデックス) *
18.0以上27.0未満であること。
*BMI = 体重(kg) ÷ (身長(m))²
- ② 血圧値
最大血圧が140mmHg未満かつ、最小血圧が90mmHg未満であること。

※①BMI、②血圧値の基準のほか、特別条件が適用された場合や、被保険者の健康状態等が当社の定める基準を満たしていない場合には、優良体保険料率を適用することはできません。

判定結果が
表示されます

③判定結果の保険料率を保険料試算画面に
反映するため【反映する】をクリック

反映する



Point!
基準に沿った保険料率でお申込みをいただくことで、
早期に査定結果をご案内することが可能となります。

ぜひ、【保険料率判定】をご活用いただき、
基準に沿った保険料率でお申込みいただきますよう
ご協力をお願いいたします。

※【特別条件試算】から特別条件を設定後、保険料率を変更すると、設定済の特別条件がクリアされます。必ず再設定するか、保険料率の選択後に特別条件を設定してください。



「保険料率判定」の結果が標準体となった場合、優良体でお申込みいただいても優良体では、お引受けできません。

保険料例表(年金月額別)

男性

研修資料
顧客
提示厳禁

【ご契約例】

払込回数:月払(口座振替扱) 保険期間/保険料払込期間:65歳滿了 支払保証期間:1年
計算基準日:2025年6月2日

収入保障障害介護特則 適用なし

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用あり

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	2,040円	-	-	2,600円	-	-	2,920円	-	-	3,980円	-	-	190円
25	1,900円	2,760円	3,600円	2,560円	3,750円	4,920円	2,900円	4,260円	5,600円	4,230円	6,255円	8,260円	210円
30	1,890円	2,745円	3,580円	2,730円	4,005円	5,260円	3,100円	4,560円	6,000円	4,710円	6,975円	9,220円	250円
35	1,980円	2,880円	3,760円	2,970円	4,380円	5,760円	3,280円	4,830円	6,360円	5,350円	7,935円	10,500円	320円
40	2,100円	3,060円	4,000円	3,290円	4,845円	6,380円	3,550円	5,235円	6,900円	5,850円	8,685円	11,500円	410円
45	2,260円	3,300円	4,320円	3,650円	5,400円	7,120円	3,700円	5,460円	7,220円	6,220円	9,240円	12,240円	540円
50	2,400円	3,510円	4,600円	3,940円	5,820円	7,680円	3,720円	5,490円	7,240円	6,470円	9,615円	12,740円	670円

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用なし

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	1,970円	-	-	2,520円	-	-	2,840円	-	-	3,900円	-	-	180円
25	1,830円	2,655円	3,460円	2,470円	3,615円	4,740円	2,800円	4,110円	5,400円	4,120円	6,090円	8,040円	200円
30	1,800円	2,610円	3,400円	2,610円	3,825円	5,020円	2,970円	4,380円	5,760円	4,550円	6,735円	8,900円	240円
35	1,860円	2,700円	3,520円	2,810円	4,125円	5,420円	3,110円	4,575円	6,020円	5,130円	7,605円	10,060円	300円
40	1,950円	2,835円	3,700円	3,060円	4,500円	5,920円	3,310円	4,875円	6,420円	5,550円	8,235円	10,900円	380円
45	2,060円	3,000円	3,920円	3,360円	4,950円	6,520円	3,410円	5,025円	6,620円	5,830円	8,655円	11,460円	500円
50	2,190円	3,195円	4,180円	3,600円	5,310円	7,000円	3,410円	5,025円	6,620円	6,030円	8,955円	11,860円	620円

保険料例表(年金月額別)

男性

研修資料
顧客
提示厳禁

【ご契約例】

払込回数:月払(口座振替扱) 保険期間/保険料払込期間:65歳満了 支払保証期間:1年
計算基準日:2025年6月2日

収入保障障害介護特則 適用あり

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用あり

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	3,470円	-	-	4,150円	-	-	4,230円	-	-	5,560円	-	-	190円
25	3,320円	4,890円	6,440円	4,110円	6,075円	8,020円	4,220円	6,240円	8,240円	5,800円	8,610円	11,400円	210円
30	3,580円	5,280円	6,960円	4,540円	6,720円	8,880円	4,660円	6,900円	9,120円	6,540円	9,720円	12,880円	250円
35	3,880円	5,730円	7,560円	5,140円	7,620円	10,080円	5,320円	7,890円	10,440円	7,660円	11,400円	15,120円	320円
40	4,390円	6,495円	8,580円	5,670円	8,415円	11,160円	5,760円	8,550円	11,320円	8,400円	12,510円	16,600円	410円
45	5,120円	7,590円	10,040円	6,650円	9,885円	13,100円	6,470円	9,615円	12,740円	9,340円	13,920円	18,480円	540円
50	5,030円	7,455円	9,860円	6,690円	9,945円	13,180円	6,290円	9,360円	12,400円	9,440円	14,070円	18,680円	670円

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用なし

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	3,370円	-	-	4,040円	-	-	4,130円	-	-	5,460円	-	-	180円
25	3,210円	4,725円	6,220円	3,980円	5,880円	7,760円	4,090円	6,045円	7,980円	5,660円	8,400円	11,140円	200円
30	3,420円	5,040円	6,640円	4,350円	6,435円	8,520円	4,480円	6,630円	8,760円	6,350円	9,435円	12,500円	240円
35	3,670円	5,415円	7,160円	4,890円	7,245円	9,580円	5,060円	7,500円	9,920円	7,390円	10,995円	14,580円	300円
40	4,100円	6,060円	8,000円	5,330円	7,905円	10,460円	5,420円	8,040円	10,640円	8,030円	11,955円	15,860円	380円
45	4,720円	6,990円	9,240円	6,170円	9,165円	12,140円	6,010円	8,925円	11,820円	8,830円	13,155円	17,460円	500円
50	4,600円	6,810円	9,000円	6,150円	9,135円	12,100円	5,780円	8,580円	11,360円	8,860円	13,200円	17,520円	620円

保険料例表(年金月額別)

女性

研修資料
顧客
提示厳禁

【ご契約例】

払込回数:月払(口座振替扱) 保険期間/保険料払込期間:65歳滿了 支払保証期間:1年
計算基準日:2025年6月2日

収入保障障害介護特則 適用なし

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用あり

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	1,610円	-	-	2,000円	-	-	2,000円	-	-	2,960円	-	-	170円
25	1,630円	2,355円	3,060円	2,050円	2,985円	3,900円	2,090円	3,045円	3,980円	3,360円	4,950円	6,520円	190円
30	1,680円	2,445円	3,180円	2,190円	3,195円	4,180円	2,280円	3,330円	4,360円	3,980円	5,880円	7,760円	230円
35	1,840円	2,670円	3,480円	2,400円	3,510円	4,600円	2,530円	3,705円	4,860円	4,700円	6,960円	9,200円	280円
40	1,880円	2,730円	3,560円	2,400円	3,510円	4,600円	2,750円	4,035円	5,300円	5,360円	7,950円	10,520円	340円
45	1,990円	2,895円	3,780円	2,520円	3,690円	4,840円	2,960円	4,350円	5,720円	5,500円	8,160円	10,800円	390円
50	2,010円	2,925円	3,820円	2,530円	3,705円	4,860円	3,010円	4,440円	5,840円	5,120円	7,590円	10,040円	480円

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用なし

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	1,520円	-	-	1,890円	-	-	1,890円	-	-	2,820円	-	-	160円
25	1,520円	2,190円	2,840円	1,920円	2,790円	3,640円	1,950円	2,835円	3,700円	3,170円	4,665円	6,140円	180円
30	1,560円	2,250円	2,920円	2,030円	2,955円	3,860円	2,110円	3,075円	4,020円	3,720円	5,490円	7,240円	210円
35	1,680円	2,445円	3,180円	2,210円	3,225円	4,220円	2,320円	3,405円	4,460円	4,370円	6,465円	8,540円	260円
40	1,710円	2,475円	3,240円	2,200円	3,210円	4,200円	2,510円	3,675円	4,820円	4,990円	7,395円	9,800円	310円
45	1,820円	2,640円	3,440円	2,320円	3,405円	4,460円	2,730円	4,005円	5,260円	5,160円	7,650円	10,120円	360円
50	1,860円	2,700円	3,520円	2,350円	3,450円	4,520円	2,820円	4,140円	5,440円	4,860円	7,200円	9,520円	450円

保険料例表(年金月額別)

女性

研修資料
顧客
提示厳禁

【ご契約例】

払込回数:月払(口座振替扱) 保険期間/保険料払込期間:65歳滿了 支払保証期間:1年
計算基準日:2025年6月2日

収入保障障害介護特則 適用あり

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用あり

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	2,420円	-	-	3,020円	-	-	3,000円	-	-	4,060円	-	-	170円
25	2,570円	3,765円	4,940円	3,230円	4,755円	6,260円	3,230円	4,755円	6,260円	4,600円	6,810円	9,000円	190円
30	2,970円	4,380円	5,760円	3,740円	5,520円	7,280円	3,770円	5,565円	7,340円	5,580円	8,295円	10,980円	230円
35	3,440円	5,070円	6,680円	4,270円	6,315円	8,340円	4,220円	6,240円	8,240円	6,740円	10,020円	13,280円	280円
40	3,640円	5,385円	7,100円	4,590円	6,795円	8,980円	4,540円	6,720円	8,880円	7,550円	11,235円	14,900円	340円
45	3,650円	5,400円	7,120円	4,590円	6,795円	8,980円	4,630円	6,855円	9,060円	7,550円	11,250円	14,920円	390円
50	3,710円	5,475円	7,220円	4,630円	6,855円	9,060円	4,720円	6,990円	9,240円	7,210円	10,725円	14,220円	480円

特定三疾病保険料払込免除特則(2025) 適用なし

*収入保障障害介護一時金特約

契約 年齢	主契約												特約*
	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			料率区分 なし
	年金月額			年金月額			年金月額			年金月額			一時金額 100万円
	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	10万円	15万円	20万円	
20	2,300円	-	-	2,870円	-	-	2,850円	-	-	3,870円	-	-	160円
25	2,400円	3,510円	4,600円	3,030円	4,455円	5,880円	3,030円	4,455円	5,880円	4,350円	6,435円	8,520円	180円
30	2,750円	4,035円	5,300円	3,480円	5,130円	6,760円	3,510円	5,175円	6,820円	5,240円	7,770円	10,280円	210円
35	3,150円	4,635円	6,100円	3,920円	5,790円	7,640円	3,880円	5,730円	7,560円	6,290円	9,360円	12,400円	260円
40	3,340円	4,920円	6,480円	4,210円	6,225円	8,220円	4,180円	6,180円	8,160円	7,050円	10,485円	13,900円	310円
45	3,370円	4,965円	6,540円	4,240円	6,270円	8,280円	4,280円	6,345円	8,380円	7,120円	10,590円	14,040円	360円
50	3,460円	5,100円	6,720円	4,310円	6,390円	8,440円	4,400円	6,510円	8,600円	6,860円	10,200円	13,520円	450円

健康医療相談サービス・提携企業のお役立ちサービス

オリックス生命の健康医療相談サービス

医療の専門家で構成するネットワークが、健康・医療に関する不安にお応えします。

24時間電話健康相談サービス

(ご利用対象:被保険者ご本人とその同居のご家族)

ご自身やご家族の健康・医療・育児・メンタルヘルスに関するご相談に、24時間、年中無休でお応えします。

介護・認知症サポートサービス

(ご利用対象:被保険者ご本人とその同居のご家族)

介護・認知症に関するご相談や、認知機能を簡易に確認できるテストが無料で受けられます。

糖尿病専門サポートサービス

(ご利用対象:被保険者ご本人)

糖尿病に関するご相談や、「ドクターが薦める糖尿病の専門医*」への受診手配を行い、糖尿病の予防・治療をサポートします。

*1 ドクターが薦める糖尿病の専門医・・・糖尿病を専門とするドクターオブドクターズネットワーク®の特別顧問・評議員に推薦・選考された、糖尿病の専門医です。

セカンドオピニオンサービス

(ご利用対象:被保険者ご本人)

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医*²)へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

*2 総合相談医・・・総合相談医・・・各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

【ご利用方法】

ご加入後にご案内する専用フリーダイヤルよりご相談ください。また、ティーバック株式会社運営サイト「plus Baton(プラスバトン)」に登録することで、チャットで健康・介護の相談をしたり、ウェブでセカンドオピニオンの予約をお申込みいただけます。

※各サービスごとに諸条件がありますので、ご利用時にお問合わせください。

※本サービスはティーバック株式会社が提供します。

提携企業のお役立ちサービス

家事代行サービス

(ご利用対象:契約者さまおよびその二親等以内のご家族)

ニチイ学館が提供する家事代行サービスを割引料金でご利用いただけます。たとえば頼れる家族が近くにいない方の、入院中や退院後の日常的な家事のお手伝いなどをニチイ学館がサポートいたします。そのほか、入退院時にかぎらず、お客さまの要望に応じて、自由に組み合わせられる時間制でオーダーメイド式のサービスです。

※本サービスは、オリックス生命保険株式会社から株式会社ニチイ学館をご紹介するサービスです。

ペットシッターサービス

(ご利用対象:被保険者ご本人)

日本ペットシッターサービスは、飼い主さまに代わって大切なペットを愛情込めてお世話いたします。飼い主さまの不在時などに、住み慣れたご自宅でお世話が可能です。

※本サービスは、オリックス生命保険株式会社が日本ペットシッターサービス(株式会社ラニマル)をご紹介するサービスです。

相続支援サービス

(ご利用対象:契約者さま・被保険者さま・受取人さまとご家族(二親等以内))

経験豊富な相続手続きカウンセラーに無料で電話相談いただけます。ご希望の方には、税理士・司法書士・行政書士などの専門家と連携のうえ相続手続きの代行依頼ができる有料サービスのご用意もご用意します。

※本サービスは、株式会社プレーントラストが提供します。

戸籍代行取得サービス

(ご利用対象:保険金・給付金の受取人さま(被保険者・受取人の法定相続人))

死亡保険金等の請求手続きに必要な戸籍謄本などを、行政書士などの専門家がお客様に代わって全国の役所から取得します。お客様の居住地から遠い自治体の戸籍謄本などの取得を代行することにより、亡くなられた被保険者さまと離れて暮らすご家族の請求手続きをサポートします。

※本サービスは、株式会社プレーントラストが提供します。

高齢者向け宅配弁当サービス

(ご利用対象:65歳以上の被保険者さまおよび65歳以上のご家族)

宅配クック123では管理栄養士が日々の栄養のバランスを考え、おかずとご飯を合わせて500kcal前後に設定したお弁当をお届けします。平日はもちろん、土日祝日もお届けできます。

配達時には必ずお声がけし、配達員が手渡します。万が一の緊急時には事前にご登録いただいたご家族やケアマネージャーに連絡しますので、日々の見守りサービスとしてもご利用いただけます。

※本サービスは、オリックス生命保険株式会社が宅配クック123(株式会社シニアライフクリエイト)をご紹介するサービスです。

【ご利用方法】

各サービスの詳細はオリックス生命公式ウェブサイトをご確認ください。



オリックス生命公式
ウェブサイトリンク

新契約・保全の取扱い

新契約の取扱い(主契約・特約)

契約年齢	20歳～70歳（収入保障障害介護特則、収入保障障害介護一時金特約を適用・付加する場合は20歳～64歳）
契約者	個人・法人・個人事業主契約ともに可
保険期間	【年満了】10～35年(1年刻み) 【歳満了】55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳（5歳刻み）
支払保証期間	1年 / 5年 / 10年 ※契約年齢、保険期間によっては10年は選択できません。
診査基準	告知書扱(汎用告知書を使用)・健康診断結果通知書扱・人間ドック扱・医師扱
保険料払込方法（払込回数）	月払、半年払、年払
主な特約・特則	収入保障障害介護特則 / 収入保障障害介護一時金特約 / 特定三疾病保険料払込免除特則(2025)

最高換算保険金額と最低年金月額

収入保障障害介護特則	最高換算保険金額	最低年金月額	取扱単位
適用なし	契約年齢 20～21歳 5,000万円 22～70歳 99,900万円	5万円	1万円
適用あり	契約年齢 20～21歳 5,000万円 22～64歳 30,000万円		

最低保険料

払込回数	最低保険料
月払	1,500円
半年払	8,000円
年払	15,000円

※既契約、同時申込とは合算しません。
※払込経路を問いません。

収入保障障害介護一時金特約の付加制限等

契約年齢	最高一時金額	保険期間・払込期間	最低一時金額	取扱単位
20～64歳	年金月額の12倍以下かつ300万円以下	主契約と同一	50万円	50万円

※主契約に特定三疾病保険料払込免除特則(2025)が適用されている場合は、特約にも同特則が適用されます。

高額割引区分

年金月額により12区分に分かれます。

5万円 / 6万円 / 7万円 / 8万円 / 9万円 / 10万円以上15万円未満 / 15万円以上20万円未満 / 20万円以上25万円未満 / 25万円以上30万円未満 / 30万円以上35万円未満 / 35万円以上40万円未満 / 40万円以上

新契約の取扱い(主契約・特約)

支払保証期間別の保険期間・払込期間と契約可能年齢

【収入保障障害介護特則適用なし】

保険期間 払込期間	年満了	
	1年・5年	10年
10年	36～70歳	-
11年	30～70歳	
12年	28～70歳	
13年	26～70歳	
14年		
15年	24～70歳	24～70歳
16年	20～70歳	20～70歳
17年		
18年		
19年		
20年		
21年	20～69歳	20～69歳
22年	20～68歳	20～68歳
23年	20～67歳	
24年	20～66歳	
25年	20～65歳	
26年	20～64歳	
27年	20～63歳	
28年	20～62歳	
29年	20～61歳	
30年	20～60歳	
31年	20～59歳	
32年	20～58歳	
33年	20～57歳	
34年	20～56歳	
35年	20～55歳	

保険期間 払込期間	歳満了	
	1年・5年	10年
55歳	20～45歳	20～40歳
60歳	20～50歳	20～45歳
65歳	20～55歳	20～50歳
70歳	20～60歳	20～55歳
75歳	20～65歳	20～60歳
80歳	20～70歳	20～65歳
85歳		20～70歳
90歳		20～70歳

【収入保障障害介護特則適用あり・収入保障障害介護一時金特約付加】
(どちらか一方もしくは双方を適用・付加した場合)

保険期間 払込期間	年満了	
	1年・5年	10年
10年	36～64歳	-
11年	30～64歳	
12年	28～64歳	
13年	26～64歳	
14年		
15年	24～64歳	24～64歳
16年	20～64歳	20～64歳
17年		
18年		
19年		
20年		
21年	20～64歳	
22年		
23年		
24年		
25年		
26年		
27年		20～63歳
28年		20～62歳
29年		20～61歳
30年		20～60歳
31年	20～59歳	
32年	20～58歳	
33年	20～57歳	
34年	20～56歳	
35年	20～55歳	

保険期間 払込期間	歳満了	
	1年・5年	10年
55歳	20～45歳	20～40歳
60歳	20～50歳	20～45歳
65歳	20～55歳	20～50歳
70歳	20～60歳	20～55歳
75歳	20～64歳	20～60歳
80歳		20～64歳
85歳		20～64歳
90歳	20～64歳	



新契約の取扱い(通算)

死亡保険金額の通算限度

Keep Upは「普通死亡保険金額の通算限度」の対象となります。

それに加え、収入保障障害介護特則、収入保障障害介護一時金特約のどちらかまたは双方を適用した契約については、「身体障害・介護保険金額の通算限度」も満たす必要があります。

■普通死亡保険金額の通算限度

契約年齢	最高保険金額				通算③ 全期間 での通算
	通算① 新契約申込時点での 第一分野保険金額の通算		通算② 保険期間満了時の 第一分野保険金額の通算		
	A	B	A	B	
15～21歳	5,000万円	5,000万円	25,000万円	25,000万円	50万米ドル
22～70歳	99,900万円	99,900万円	99,900万円	99,900万円	999万米ドル
71～75歳	20,000万円	20,000万円	20,000万円	20,000万円	200万米ドル
76～80歳	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	100万米ドル
81～85歳	10,000万円	10,000万円	10,000万円	10,000万円	

※A/Bは通算対象商品による区分です。(「通算対象商品」「死亡保険金額の通算限度」の詳細は新契約取扱要領にてご確認ください)

※収入保障障害介護一時金特約については普通死亡保険金額の通算に含めません。

■身体障害・介護保険金額の通算限度

契約年齢	最高換算保険金額	通算対象商品
20～21歳	5,000万円	○米国ドル建特定疾病障害介護終身保険特約 ○収入保障障害介護特則* ○収入保障障害介護一時金特約
22～64歳	30,000万円	

*収入保障障害介護特則を適用する無解約払戻金型収入保障保険(2025)[キープ・アップ]の新契約申込時点以後の保険期間内最高換算保険金額



新契約の取扱い(告知書扱)

告知書扱とは、被保険者に現在および過去5年以内の健康状態や現在の身体状況等を告知いただくことによる選択方法です。
 なお、告知書扱拡大枠の適用は、「過去2年以内に健康診断*1または人間ドックをうけていること」が条件です。

Keep Upは告知書扱のみ、「主契約:加入時の換算保険金額× 1/2」で通算*2し、以下①も②も満たす必要があります。

*1 健康診断とは、健康維持および病気の早期発見のための診察・検査をいいます(乳幼児健診や自立的にうけた脳ドック・がん検診を含みます)。

*2 収入保障障害介護一時金特約は通算の対象外です。

※健康診断結果通知書扱・人間ドック扱・医師扱はKeep Upもその他第一分野商品全般の取扱範囲と同一です。

①第一分野商品全般

単位:円

契約年齢	保険金額	~250万	~500万	~750万	~1,200万	~1,500万	~2,000万	~3,000万
15~21歳								
22~39歳								
40~50歳			基本枠				拡大枠	
51~60歳								
61~65歳								
66~75歳								
76~80歳								

②Keep Up、Keep

※通算対象はKeep Up、Keep

単位:円

契約年齢	保険金額	~250万	~500万	~750万	~1,200万	~1,500万	~2,000万	~3,000万
20~21歳								
22~39歳								
40~50歳			基本枠				拡大枠	
51~60歳								
61~65歳								
66~70歳								

新契約時の

「最高換算保険金額」算出用係数表

新契約時の主契約最高換算保険金額を計算するために係数を使用します。

【最高換算保険金額=年金額×係数】

(例)

主契約年金額20万円
 主契約保険期間20年の契約の場合

最高換算保険金額
 =20万円×217.80(20年の係数)
 =4,356万円

保険期間	係数
10年	114.85
11年	125.66
12年	136.35
13年	146.93
14年	157.39
15年	167.73
16年	177.97
17年	188.09
18年	198.10
19年	208.01
20年	217.80
21年	227.49
22年	237.08
23年	246.56
24年	255.93
25年	265.21

保険期間	係数
26年	274.38
27年	283.46
28年	292.43
29年	301.31
30年	310.09
31年	318.78
32年	327.37
33年	335.86
34年	344.27
35年	352.58
36年	360.81
37年	368.94
38年	376.98
39年	384.94
40年	392.81

保険期間	係数
41年	400.60
42年	408.30
43年	415.92
44年	423.45
45年	430.90
46年	438.27
47年	445.56
48年	452.78
49年	459.91
50年	466.96
51年	473.94
52年	480.85
53年	487.67
54年	494.43
55年	501.11

保険期間	係数
56年	507.71
57年	514.25
58年	520.71
59年	527.11
60年	533.43
61年	539.69
62年	545.87
63年	551.99
64年	558.05
65年	564.03
66年	569.96
67年	575.81
68年	581.61
69年	587.34
70年	593.01

新契約の取扱い(保険料率別の申込時留意点)

保険料率別の特別条件

特別条件の付加は被保険者の身体、健康状態等により個別に判断されますが、保険料率によって付加できる特別条件が異なります。

	主契約				収入保障障害介護特則・収入保障障害介護一時金特約				特定三疾病保険料払込免除特則(2025)			
	非喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 優良体	喫煙者 標準体	非喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 優良体	喫煙者 標準体	非喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 優良体	喫煙者 標準体
保険金削減	—	○	—	○	—	×	—	×	—	×	—	×
特別保険料	—	○	—	○	—	×	—	×	—	×	—	×
特定障害不担保	—	○	—	○	—	×	—	×	—	○	—	○

※優良体保険料率が適用された場合は、体況上健康であり特別条件が付くことが想定されないため、「—」と表記しています。

保険料率別の申込時留意点

<p>「優良体保険料率」</p> <ul style="list-style-type: none"> 非喫煙者優良体 喫煙者優良体 	<p>有効期間内の『健康診断結果通知書』または『人間ドック成績表』の写しの提出が必要です。 なお、診査基準が告知書扱の場合の必須検査項目は以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>40歳未満</th> <th>健康診断結果通知書扱Aに準じる</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>40歳以上</th> <td>健康診断結果通知書扱B(心電図除く)に準じる</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医師扱での取扱いは不可です。 ※『健康診断結果通知書』または『人間ドック成績表』の有効期間および必須検査項目については新契約取扱要領をご参照ください。</p>	契約年齢	40歳未満	健康診断結果通知書扱Aに準じる		40歳以上	健康診断結果通知書扱B(心電図除く)に準じる
契約年齢	40歳未満	健康診断結果通知書扱Aに準じる					
	40歳以上	健康診断結果通知書扱B(心電図除く)に準じる					
<p>「非喫煙者保険料率」</p> <ul style="list-style-type: none"> 非喫煙者優良体 非喫煙者標準体 	<p>申込手続後、契約成立前に「コチニン検査」が必要となる場合があります*。 なお、この場合は検査キットが当社に返送され引受査定が完了するまで契約は成立しませんので、すみやかに返送をご案内ください。「コチニン検査」の結果、所定のコチニン含有量を超えている場合は「非喫煙者保険料率」を適用することができません。</p> <p>*検査が必要となる場合は照会を発信し、当社から被保険者に直接検査キットを送付します。 ※被保険者自身は喫煙していなくても、受動喫煙(副流煙)等の影響で、所定のコチニン含有量を超える場合があります。その場合でも「非喫煙者保険料率」を適用することはできませんのでご注意ください。</p>						
<p>「標準体保険料率」</p> <ul style="list-style-type: none"> 非喫煙者標準体 喫煙者標準体 	<p>提出書類等により「優良体保険料率」で引受が可能である場合は、原則として「優良体保険料率」に切替えて引受となります。</p>						

新契約の取扱い(その他)

<p>FATCA</p>	<p>前納扱の場合のみ、契約者が米国納税義務者に該当するときは、FATCA*1に基づき所定の対応が必要です。申込書の申告で、契約者が米国納税義務者*2に該当するときは、契約者に「米国納税義務者の宣誓書兼同意書」の項目に従って米国住所や納税者番号等を申告していただくとともに、募集人は本人確認書類の提示を受けてその記入内容に誤りがないか確認します。</p> <table border="1" data-bbox="349 325 1827 401"> <tr> <td data-bbox="349 325 658 401"> <p>当社への提出書類</p> </td> <td data-bbox="658 325 1827 401"> <p>『申込書』(自己宣誓欄で米国納税義務者であることを申告) 『米国納税義務者の宣誓書兼同意書』(米国人や米国人所有の投資 NFFE に該当する場合)</p> </td> </tr> </table> <p>※用語や取扱いの詳細は「新契約取扱要領」を参照してください。 *1米国の「外国口座税務コンプライアンス法」 *2米国民、米国居住者、米国法人等の米国人、または米国人所有の投資NFFE</p>	<p>当社への提出書類</p>	<p>『申込書』(自己宣誓欄で米国納税義務者であることを申告) 『米国納税義務者の宣誓書兼同意書』(米国人や米国人所有の投資 NFFE に該当する場合)</p>
<p>当社への提出書類</p>	<p>『申込書』(自己宣誓欄で米国納税義務者であることを申告) 『米国納税義務者の宣誓書兼同意書』(米国人や米国人所有の投資 NFFE に該当する場合)</p>		
<p>質権設定</p>	<p>取扱不可(ただし、中途質権は取扱可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆収入保障障害介護特則を適用している場合、中途質権設定は不可 ◆収入保障障害介護一時金特約を付加している場合、特約への中途質権設定は不可(主契約については設定可) 		
<p>契約確認</p>	<p>個人契約かつ被保険者の個人契約の当社通算死亡保険金額が10,000万円超となる場合、または当社が査定上必要と判断したものについて実施します。</p>		
<p>高額契約</p>	<p>Keep Upの場合は、一被保険者あたりの当社通算死亡保険金額が10,000万円超の場合に「高額契約報告書」の提出が必要となります。</p> <p>ただし、法人契約で5,000万円超10,000万円以下の場合には①直近2期分の年商・利益、②決算書で債務超過でないことの2点を確認し、「募集人の報告書」の特記事項欄へ記載する必要があります。</p> <p>※Keep Up以外の場合は5,000万円超で「高額契約報告書」の提出が必要です。</p> <p>※Keep Upは、告知書扱の場合でも高額契約の通算対象となります。</p>		
<p>団体扱</p>	<p>団体扱・特別団体扱・集団扱の取扱可(団体事務手数料の支払対象外)</p>		
<p>一括申込</p>	<p>取扱不可</p>		
<p>健康診断結果通知書等のペーパーレス提出</p>	<p>「健康診断結果通知書」「人間ドック成績表」をペーパーレス(アップロード形式)で提出いただくことが可能となります。ORBの「健康診断結果通知書・人間ドック成績表の提出」の画面から、お客さま自身の端末または募集人の端末でアップロードサイトにアクセスし、書類の撮影・アップロードをしていただきます。</p> <p>【対象契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ペーパーレスによる告知かつ診査基準が健康診断結果通知書扱・人間ドック扱の場合(Keep Up以外の商品も対象です) ● ペーパーレスによる告知かつKeep Upの告知書扱で優良体保険料率を選択した場合 		

新契約の取扱い(必要書類)

各申込方法ごとに必要となる書類は下表のとおりです。

必要書類	ORB (ペーパーレス申込)	ORB (機械印字申込書)	申込キット
生命保険契約申込書	● 画面上で表示	●	●
告知書 【優良体保険料率を選択した場合】 「健康診断結果通知書」「人間ドック成績表」の写しも加えて提出が必要	● 画面上で表示	印字なしのため 帳票発注で取寄せ	●
募集人の報告書	● 画面上で表示	●	● ※申込書裏面
意向確認書 兼 契約概要および注意喚起情報受領確認書	● 画面上で表示	印字なしのため 帳票発注で取寄せ	●
保険金・給付金等受取人指定請求書 ※受取人を複数設定する場合のみ	● 画面上で表示	●	ORIX LIFE Navi から印刷
クレジットカード支払申込書	● 画面上で表示	●	●
預金口座振替依頼書	● 画面上で表示	●	●
第1回保険料お支払いのご案内	ORBから印刷	●	ORIX LIFE Navi から印刷
米国納税義務者の宣誓書兼同意書 ※自己宣誓欄が「該当する」の場合のみ	ORIX LIFE Naviから印刷		

※「法人契約」「高額契約」「告知書扱以外」の場合は別途、必要書類があります。

乗換契約の注意事項

乗換募集を行う場合、以下の点についてお客さまに説明し、了知をいただってください。

なお、当社契約の見直しにおいて、既契約を解約(減額・特約解約)し同時に新たな保険加入を希望される場合は、新旧保険契約の保障切れおよび保障限度額超過を回避するために解約同時新契約(減額・特約解約同時新契約含む)を利用するよう勧めてください。

1 不利益事項の説明

乗換募集の際には、注意喚起情報に記載の不利益事項(新たな保険に契約し直す場合)についてお客さまに説明し、加えてお客さまの状況にあわせ、以下の事例などを用いて案内し、了知いただくことが必要です。

不利益に該当する事例

- ◆ 解約払戻金が払込保険料の合計額より少ない金額となる
- ◆ 告知内容により条件が付くまたはお引受けできない
- ◆ 正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しになる
- ◆ 責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受取れない
- ◆ 保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない(例:がん保険は90日の待ち期間) 等

2 解約同時新契約

当社既契約を解約*し同時に新契約に加入する場合、当社所定の要件を満たせば、「解約請求書(新契約同時加入用)」または「減額・特約解約請求書(新契約同時加入用)」を利用して、新契約の責任開始日の前日を解約日または減額・特約解約効力発生日とする取扱いが可能です。(詳細は新契約取扱要領を参照してください)*減額・特約解約同時新契約含む

3 その他の留意事項

- ◆ 既契約の保障内容等の既契約情報を正確に把握したうえで、新契約との違いをお客さまにわかりやすく説明し、お客さまの意向に沿った募集を行うこと
- ◆ お客さまのご意向を踏まえ、乗換募集以外の取扱い可能な提案(既契約の契約内容変更・特約の中途付加等)も行うこと
- ◆ 乗換募集について、既契約の解約の時期等をお客さまに誤解のないよう十分説明し、理解を得ること

保全の取扱い

主な保全の取扱いは下表のとおりです。

項目	取扱可否	備考
主契約の解約・減額	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 減額後の最低保険金額(年金月額)は新契約時に取扱可能な保険金額(年金月額)と同額です ● 主契約の保険金額(年金月額)が減額された場合、特約の保険金額は減額後の主契約をもとに設定可能な上限額の範囲内とします
特約の解約・減額	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 減額後の給付金額は、新契約取扱に準ずる
主契約・特約の増額	×	
特約の中途付加	×	
保険期間・払込期間の変更	-	<ul style="list-style-type: none"> ● 延長 : 取扱わない ● 短縮 : 取扱う (新契約の取扱範囲が下限、最低保証期間の変更不可)
保険料払込方法(回数)の変更	○	
契約者貸付および自動振替貸付	×	
契約者変更	○	
払済・延長定期保険への変更	×	
保険料の前納	○	
失効取消・復活	○	<ul style="list-style-type: none"> ● 失効取消 : 保険料払込猶予期間満了日の翌月末日までであれば、未払込保険料を払込むことにより、健康状態に関係なく保障を元に戻すことができます ● 復活 : 詳細は次ページをご参照ください

保全の取扱い(復活)

効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、復活を取扱います。

失効日から3か月以内であれば、告知書の提出で簡易復活手続き可能です。

なお、**復活時に料率が変更されることはありません。(復活できる場合は必ず新契約時と同じ料率となります)**

復活時の手続き詳細

下表は料率による判定のみであり、他商品同様、告知内容に応じて総合的に復活可否が判断されます。

新契約時の 申込料率	簡易復活期間(失効日からその日を含めて3か月以内) ※失効取消可能期間は除く			通常復活期間(失効日からその日を含めて3年以内) ※簡易復活期間は除く		
	喫煙状況に 関する告知*1	体格(BMI値)に 関する告知	健康診断結果 通知書の提出	喫煙状況に 関する告知*1	体格(BMI値)に 関する告知	健康診断結果 通知書の提出
非喫煙者優良体	不要	不要	不要	要*3	要*4	要*4
喫煙者優良体				不要		
非喫煙者標準体				要*3		
喫煙者標準体				不要		

*1…コチニン検査は原則不要です。

*2…簡易復活告知書の紛失等により再発行をする場合は汎用告知書でご対応いただきます。汎用告知書には、喫煙状況、体格に関する告知欄があり、該当をした場合は復活不可となります。

*3…非喫煙体料率の被保険者が喫煙状況に関する告知に該当した場合、復活不可となります。

*4…優良体料率の被保険者が、告知書(通常復活期間の場合は健康診断結果通知書を含む)により、標準体料率となる場合は、復活不可となります。

復活可否事例

手続区分	新契約時の申込料率	状況・対応
簡易復活	非喫煙者優良体	告知書の提出により、非喫煙者標準体料率の判定となった場合は、 復活不可 ※喫煙体や標準体としての復活も不可
通常復活	非喫煙者優良体	告知書 + 健康診断結果通知書の提出により、非喫煙者標準体料率の判定となった場合や、健康診断結果通知書の提出ができない場合は、 復活不可 ※喫煙体や標準体としての復活も不可
	喫煙者標準体	告知書の提出により、復活できる場合は、喫煙状況や体格に関する告知に関わらず 喫煙者標準体料率で復活 ※非喫煙体や優良体での復活は不可

コンバージョン・無選択加入

保険契約(原契約)の解約等の際に、医師の診査や『告知書』の記入等を省略して、原契約の被保険者を被保険者とする新たな保険契約(後契約)への加入の申し出をすることを「他の個人保険加入の取扱い(コンバージョン)」といいます。

※「転換」とは異なりますのでご注意ください。

※他の個人保険加入の取扱いは乗換に該当します。乗換契約の注意事項は34ページをご確認ください。

※後契約の診査基準は、後契約加入時の年齢や保険金額にかかわらず原契約と同様です。

◆取扱可能な商品一覧(一部抜粋)

○:取扱可 ×:取扱不可

後契約 原契約	ファインセーブ (適用有) ※特定疾病保険料 払込免除特則	ファインセーブ (適用無) ※特定疾病保険料 払込免除特則	定期保険	養老保険	ライズ (適用有) ※特定疾病保険料 払込免除特則	ライズ (適用無) ※特定疾病保険料 払込免除特則	ライズ・サポート・プラス (適用有) ※特定疾病保険料 払込免除特則	ライズ・サポート・プラス (適用無) ※特定疾病保険料 払込免除特則	ユーエス・ライズ ※特定疾病障害介護保険料 払込免除特則(適用有)	ユーエス・ライズ ※特定疾病障害介護保険料 払込免除特則(適用無)	定期保険特約
キープ・アップ ※特定三疾病保険料 払込免除特則(2025) (適用あり)	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○
キープ・アップ ※特定三疾病保険料 払込免除特則(2025) (適用なし)	×	○	○	○	×	○	×	×	×	○	○

※コンバージョン後の保障内容は、すべて後契約の保障内容に準じます。

(例)

キープ・アップの特定三疾病保険料払込免除特則(2025)適用あり⇒ファインセーブの特定三疾病保険料払込免除特則適用ありにコンバージョンする場合、保険料払込免除特則の払込免除となる事由はキープ・アップではなくファインセーブの事由となります。

※キープ・アップが原契約の場合、原契約保障額は**消滅時以後5年間の最低換算保険金額**となります。

※そのほか取扱い時の詳細は新契約取扱要領にてご確認ください。

他の個人保険加入
の取扱い
(コンバージョン)

無選択加入

取扱不可

Q&A

Question

最低保険料はありますか？

Answer

はい。払込経路(クレカ払等)にかかわらず、1件あたり、月払:1,500円、半年払:8,000円、年払:15,000円が最低保険料となります(既契約、同時申込とは合算しません)。ただし契約後、減額等の保全手続きにより最低保険料を下回ることになった場合は不問となります。

高額契約報告書の提出はどのような場合に必要ですか？

Keep Upの場合は、一被保険者あたりの当社通算死亡保険金額が10,000万円超の場合に「高額契約報告書」の提出が必要となります。(Keep Up以外の場合は5,000万円超で「高額契約報告書」の提出が必要です。)ただし、法人契約で5,000万円超10,000万円以下の場合には①直近2期分の年商・利益、②決算書で債務超過でないことの2点を確認し、「募集人の報告書」の特記事項欄へ記載する必要があります

優良体で申込みをする場合は健康診断結果通知書の写しの提出が必須とありますがペーパーレス申込の際でも郵送で書類の提出が必要になりますか？

ペーパーレスによる告知かつ診査基準が健康診断結果通知書扱・人間ドック扱の場合、[キープ・アップ]の告知書扱で優良体保険料率を選択した場合は、「健康診断結果通知書」・「人間ドック成績表」をペーパーレスで提出できます。

喫煙判定のためにコチニン検査キットでの確認が必要となりますか？

新契約時に無作為に被保険者を抽出し、対象の方には検査キットを送付しますので、その際には速やかに返送いただく必要があります。

収入保障障害介護特則と収入保障障害介護一時金特約における**介護**の要件に違いはありますか？

収入保障障害介護特則の適用要件は公的介護保険制度における「要介護1～5」、収入保障障害介護一時金特約の支払事由は「要支援2」もしくは「要介護1～5」となります。なお、39歳以下は公的介護保険制度の対象外となりますので注意が必要です。

収入保障障害介護特則と収入保障障害介護一時金特約における**障害**の要件に違いはありますか？

収入保障障害介護特則の適用要件は身体障害者福祉法に定める「1級～4級」、収入保障障害介護一時金特約の支払事由は「1級～6級」となります。

特定三疾病保険料払込免除特則(2025)の免除事由は？

がん:がん責任開始日以降に初めてがん(上皮内新生物を含む)と診断確定されたとき
心疾患:心疾患の治療を目的として入院をしたとき、または約款所定の手術をしたとき
脳血管疾患:脳血管疾患の治療を目的として入院をしたとき、または約款所定の手術をしたとき

復活はできますか？

失効日からその日を含めて3年以内の復活を取扱います。ただし、**料率が変更となる場合、復活は不可**となります。(例:新契約時、非喫煙優良体料率の契約が失効し復活の際、告知書+健康診断結果通知書の提出により、非喫煙標準体料率の判定となった場合、復活不可)。

Keep Upの生命保険料控除の対象区分は？

収入保障障害介護一時金特約の保険料は介護医療保険料控除の区分となりますが、それ以外の保険料はすべて一般生命保険料控除の区分となります。

Appendix

保険料例表(支払保証期間別)

【ご契約例】

年金月額：10万円 保険期間・保険料払込期間：65歳満了 払込回数：月払(口座振替扱) 計算基準日：2025年6月2日

	契約年齢	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			収入保障 障害介護 一時金特約 一時金額 100万円	
		支払保証期間			支払保証期間			支払保証期間			支払保証期間				
		1年	5年	10年	1年	5年	10年	1年	5年	10年	1年	5年	10年		
収入保障障害介護特則 適用あり	P免適用あり	20	3,470円	3,550円	3,760円	4,150円	4,260円	4,540円	4,230円	4,310円	4,570円	5,560円	5,680円	6,040円	190円
		30	3,580円	3,720円	4,150円	4,540円	4,740円	5,310円	4,660円	4,840円	5,330円	6,540円	6,790円	7,490円	250円
		40	4,390円	4,670円	5,440円	5,670円	6,060円	7,110円	5,760円	6,090円	7,010円	8,400円	8,870円	10,230円	410円
		50	5,030円	5,700円	7,580円	6,690円	7,620円	10,210円	6,290円	7,090円	9,380円	9,440円	10,610円	13,990円	670円
収入保障障害介護特則 適用なし	P免適用なし	20	3,370円	3,450円	3,660円	4,040円	4,150円	4,430円	4,130円	4,220円	4,460円	5,460円	5,580円	5,940円	180円
		30	3,420円	3,560円	3,960円	4,350円	4,550円	5,090円	4,480円	4,640円	5,120円	6,350円	6,590円	7,270円	240円
		40	4,100円	4,350円	5,070円	5,330円	5,680円	6,680円	5,420円	5,720円	6,600円	8,030円	8,480円	9,770円	380円
		50	4,600円	5,210円	6,920円	6,150円	7,010円	9,400円	5,780円	6,520円	8,620円	8,860円	9,950円	13,120円	620円
収入保障障害介護特則 適用あり	P免適用あり	20	2,040円	2,070円	2,150円	2,600円	2,650円	2,810円	2,920円	2,960円	3,080円	3,980円	4,070円	4,290円	190円
		30	1,890円	1,950円	2,110円	2,730円	2,840円	3,130円	3,100円	3,190円	3,440円	4,710円	4,870円	5,320円	250円
		40	2,100円	2,220円	2,530円	3,290円	3,510円	4,100円	3,550円	3,710円	4,200円	5,850円	6,160円	7,060円	410円
		50	2,400円	2,680円	3,440円	3,940円	4,470円	5,910円	3,720円	4,150円	5,330円	6,470円	7,240円	9,440円	670円
収入保障障害介護特則 適用なし	P免適用なし	20	1,970円	2,000円	2,080円	2,520円	2,580円	2,730円	2,840円	2,880円	3,000円	3,900円	3,980円	4,220円	180円
		30	1,800円	1,850円	2,000円	2,610円	2,710円	2,990円	2,970円	3,050円	3,290円	4,550円	4,700円	5,140円	240円
		40	1,950円	2,060円	2,340円	3,060円	3,270円	3,820円	3,310円	3,470円	3,920円	5,550円	5,840円	6,700円	380円
		50	2,190円	2,430円	3,120円	3,600円	4,090円	5,400円	3,410円	3,780円	4,870円	6,030円	6,750円	8,800円	620円

※P免：特定三疾病保険料払込免除特則(2025)

保険料例表(支払保証期間別)

【ご契約例】

年金月額：10万円 保険期間・保険料払込期間：65歳満了 払込回数：月払(口座振替扱) 計算基準日：2025年6月2日

	契約年齢	非喫煙者優良体			喫煙者優良体			非喫煙者標準体			喫煙者標準体			収入保障 障害介護 一時金特約 一時金額 100万円	
		支払保証期間			支払保証期間			支払保証期間			支払保証期間				
		1年	5年	10年	1年	5年	10年	1年	5年	10年	1年	5年	10年		
収入保障障害介護特則 適用あり	P免適用あり	20	2,420円	2,460円	2,600円	3,020円	3,090円	3,270円	3,000円	3,050円	3,230円	4,060円	4,150円	4,410円	170円
		30	2,970円	3,050円	3,320円	3,740円	3,870円	4,230円	3,770円	3,880円	4,230円	5,580円	5,750円	6,260円	230円
		40	3,640円	3,810円	4,320円	4,590円	4,830円	5,520円	4,540円	4,740円	5,370円	7,550円	7,880円	8,880円	340円
		50	3,710円	4,100円	5,300円	4,630円	5,180円	6,810円	4,720円	5,180円	6,650円	7,210円	8,010円	10,390円	480円
適用なし	P免適用なし	20	2,300円	2,330円	2,460円	2,870円	2,930円	3,100円	2,850円	2,900円	3,060円	3,870円	3,960円	4,210円	160円
		30	2,750円	2,830円	3,070円	3,480円	3,590円	3,920円	3,510円	3,610円	3,920円	5,240円	5,400円	5,870円	210円
		40	3,340円	3,490円	3,960円	4,210円	4,420円	5,060円	4,180円	4,350円	4,930円	7,050円	7,370円	8,300円	310円
		50	3,460円	3,810円	4,930円	4,310円	4,840円	6,340円	4,400円	4,850円	6,220円	6,860円	7,610円	9,880円	450円
収入保障障害介護特則 適用あり	P免適用あり	20	1,610円	1,630円	1,680円	2,000円	2,040円	2,130円	2,000円	2,030円	2,120円	2,960円	3,010円	3,200円	170円
		30	1,680円	1,720円	1,840円	2,190円	2,260円	2,440円	2,280円	2,330円	2,500円	3,980円	4,100円	4,450円	230円
		40	1,880円	1,950円	2,170円	2,400円	2,530円	2,880円	2,750円	2,850円	3,180円	5,360円	5,590円	6,270円	340円
		50	2,010円	2,180円	2,680円	2,530円	2,840円	3,640円	3,010円	3,260円	4,030円	5,120円	5,680円	7,290円	480円
適用なし	P免適用なし	20	1,520円	1,540円	1,590円	1,890円	1,930円	2,020円	1,890円	1,920円	2,000円	2,820円	2,880円	3,040円	160円
		30	1,560円	1,600円	1,700円	2,030円	2,090円	2,270円	2,110円	2,160円	2,310円	3,720円	3,830円	4,170円	210円
		40	1,710円	1,780円	1,980円	2,200円	2,310円	2,630円	2,510円	2,610円	2,920円	4,990円	5,210円	5,850円	310円
		50	1,860円	2,030円	2,490円	2,350円	2,640円	3,390円	2,820円	3,040円	3,760円	4,860円	5,390円	6,910円	450円

※P免：特定三疾病保険料払込免除特則(2025)

他社比較(保障内容)

保険会社			オリックス生命	はなさく生命	FWD生命	ひまわり生命	ネオファースト生命	あいおい生命
商品名			Keep Up	はなさく収入保障	FWD収入保障	じぶんと家族のお守り	ネオdeしゅうほ	&LIFE 総合収入保障 W セレクト
リスク細分			あり 4区分	あり 4区分	あり 4区分	あり 4区分	あり 4区分	あり 14区分
支払保証期間			1年/5年/10年	2年/5年	2年/3年/5年/10年	2年/5年	2年/5年	1年/5年/10年
支払事由	介護保障	年金	要介護1以上	要介護1以上	要介護1以上	なし	要介護1以上	・要介護1以上 ・約款所定の介護状態が 180日以上継続
		一時金	要支援2 または要介護1以上	要介護1以上	なし	なし	なし	
	身体障害保障	年金	身体障害者手帳 1級～4級	身体障害者手帳 1級～4級	・身体障害者手帳 1級～4級	・障害年金1級～2級 ・所定の就労不能状態	・障害年金1級～2級 ・身体障害者手帳 1級～4級	・障害年金1級～2級 ・身体障害者手帳 1級～4級
		一時金	身体障害者手帳 1級～6級	身体障害者手帳 1級～6級	なし	なし	なし	
払込免除事由	がん	診断確定 (上皮内がん含む)	診断確定 (上皮内がん含む)	診断確定 (悪性新生物のみ)	診断確定 (悪性新生物のみ)	診断確定 (上皮内がん含む)	診断確定 (上皮内がん含む)	
	心疾患	入院または手術	継続5日以上入院 または手術 【急性心筋梗塞】 1日以上入院または手術 (Ⅱ型)	15日以上継続入院 または手術	60日以上労働制限 または手術 (急性心筋梗塞が対象)	入院または手術	入院	
	脳血管疾患	入院または手術	継続5日以上入院 または手術 【脳卒中】 1日以上入院または手術 (Ⅱ型)	15日以上継続入院 または手術	60日以上他覚的な 神経学的後遺症が継続 または手術 (脳卒中が対象)	入院または手術	入院	
	その他	なし	8疾病、臓器移植	なし	七大疾病、 障害基礎年金の受給権、 就労不能	なし	なし	
その他の保障			なし	なし	配偶者同時災害死亡時 割増特則	メンタル疾患保障付 七大疾病保障特約	特定疾病収入保障特則	(短期)継続入院・在宅医療 サポート給付金 ストレス・メンタル疾病 サポート一時金

- 本資料は当社商品の長短を正しく理解いただくために、保障内容が比較的類似する主な他社商品の概要を参考として当社で調べて取り纏めたものです。記載以外にも類似する商品を販売している会社が他にもある場合があります。なお、介護、身体障害、特定疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)等の保障は、商品により特約を付加、特則を適用することで支払いになる商品があります。
- 各社商品の詳細は、各社のパンフレットや約款を確認するか、各社に照会ください。
- 本資料は、商品や会社の優劣を示すものではありません。また、募集に使用可能な要件を充足するものではなく、お客さまへの提示を厳禁します。

他社比較(保険料)

【ご契約例】
 保険期間・払込期間:65歳満了 支払保証期間:5年 払込回数:月払(口座振替扱)
 計算基準日:2025年6月2日(オリックス生命)、2025年4月1日(あいおい生命)、2025年2月1日(その他各社) 単位:円

【保険会社】商品名		【オリックス生命】Keep Up				【はなさく生命】はなさく収入保障				【FWD生命】FWD収入保障			
試算条件		・収入保障障害介護特則:適用なし ・特定三疾病保険料払込免除特則(2025):適用なし				・障害・介護保障特則:適用なし ・特定疾病保険料払込免除特約:付加しない				・生活支援特則:適用なし ・3大疾病保険料払込免除特約Ⅱ:付加しない			
年金月額	契約年齢	非喫煙者 優良体	喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 標準体	非喫煙者 健康体	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	標準体	非喫煙者 優良体	喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 標準体
10万円	30歳	1,850	2,710	3,050	4,700	2,265	3,175	3,095	4,495	2,136	3,018	3,135	4,185
	40歳	2,060	3,270	3,470	5,840	2,445	3,955	3,505	5,685	2,328	3,727	3,875	5,163
	50歳	2,430	4,090	3,780	6,750	3,105	5,045	4,295	6,565	2,726	4,595	3,878	5,870
15万円	30歳	2,685	3,975	4,485	6,960	3,285	4,650	4,530	6,630	3,098	4,418	4,600	6,173
	40歳	3,000	4,815	5,115	8,670	3,555	5,820	5,145	8,415	3,382	5,476	5,706	7,635
	50歳	3,555	6,045	5,580	10,035	4,545	7,455	6,330	9,735	3,966	6,761	5,701	8,684

【保険会社】商品名		【ひまわり生命】じぶんと家族のお守り				【ネオファースト生命】ネオdeしゅうほ				【あいおい生命】&LIFE 収入保障 W セレクト			
試算条件		・七大疾病・就労不能保険料免除特約:付加しない ・無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約:付加しない ・無解約返戻金型就労不能保障特約:付加しない				・死亡収入保障年金不担保特則:適用なし ・高度障害収入保障特則:適用あり ・特定疾病収入保障特則(2023):適用なし ・障害介護収入保障特則:適用なし ・保険料払込免除特約(2021):付加しない				・保険契約の型:A型 ・サポート給付金不担保特則:適用あり ・ストレス・メンタル疾病サポート特則:適用なし ・保険料払込免除特約(22):付加しない ・健康診断料率適用特約:付加する・SD=優良運転者			
年金月額	契約年齢	非喫煙者 健康体	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	標準体	非喫煙者 健康体	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	喫煙者 標準体	SD非喫煙者 優良体	SD喫煙者 優良体	SD非喫煙者 標準体	標準体
10万円	30歳	2,500	3,470	3,250	3,590	2,402	3,585	3,404	5,116	1,970	2,840	2,740	4,190
	40歳	3,060	4,230	3,980	4,350	2,666	4,338	4,019	6,404	2,200	3,250	3,130	4,910
	50歳	3,580	4,670	4,410	4,780	3,498	5,814	4,625	7,522	2,560	3,760	3,690	5,480
15万円	30歳	3,600	5,055	4,725	5,235	3,603	5,377	5,106	7,674	2,820	4,125	3,975	6,150
	40歳	4,440	6,195	5,820	6,375	3,999	6,507	6,028	9,606	3,165	4,740	4,560	7,230
	50歳	5,220	6,855	6,465	7,020	5,247	8,721	6,937	11,283	3,705	5,505	5,400	8,085

- 本資料は当社商品の特長を正しく理解いただくために、保障内容が比較的類似する主な他社商品の概要を参考として当社で調べて取り纏めたものです。また、記載以外にも類似する商品を販売している会社が他にもある場合があります。
- 料率区分は各社によって名称や適用条件が異なります。
- 各社商品の詳細は、各社のパンフレットや約款を確認するか、各社に照会ください。
- 本資料は、商品や会社の優劣を示すものではありません。また、募集に使用可能な要件を充足するものではなく、お客さまへの提示を厳禁します。

他社比較(保険料)

【ご契約例】

保険期間・払込期間:65歳満了 支払保証期間:5年 払込回数:月払(口座振替扱)

計算基準日:2025年6月2日(オリックス生命)、2025年4月1日(あいおい生命)、2025年2月1日(その他各社)

単位:円

【保険会社】商品名		【オリックス生命】Keep Up				【はなさく生命】はなさく収入保障				【FWD生命】FWD収入保障			
試算条件		・収入保障障害介護特則:適用なし ・特定三疾病保険料払込免除特則(2025):適用なし				・障害・介護保障特則:適用なし ・特定疾病保険料払込免除特約:付加しない				・生活支援特則:適用なし ・3大疾病保険料払込免除特約Ⅱ:付加しない			
年金月額	契約年齢	非喫煙者 優良体	喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 標準体	非喫煙者 健康体	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	標準体	非喫煙者 優良体	喫煙者 優良体	非喫煙者 標準体	喫煙者 標準体
10万円	30歳	1,600	2,090	2,160	3,830	1,755	2,395	2,645	3,965	1,722	2,709	2,474	3,366
	40歳	1,780	2,310	2,610	5,210	2,075	2,915	2,875	4,405	1,942	3,270	2,883	4,126
	50歳	2,030	2,640	3,040	5,390	2,505	3,695	3,285	4,825	-	-	-	-
15万円	30歳	2,310	3,045	3,150	5,655	2,525	3,485	3,860	5,840	2,478	3,955	3,609	4,944
	40歳	2,580	3,390	3,825	7,725	3,005	4,265	4,205	6,500	2,803	4,790	4,218	6,080
	50歳	2,955	3,870	4,470	7,995	3,650	5,435	4,820	7,130	-	-	-	-

【保険会社】商品名		【ひまわり生命】じぶんと家族のお守り				【ネオファースト生命】ネオdeしゅうほ				【あいおい生命】&LIFE 収入保障 W セレクト			
試算条件		・七大疾病・就労不能保険料免除特約:付加しない ・無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約:付加しない ・無解約返戻金型就労不能保障特約:付加しない				・死亡収入保障年金不担保特則:適用なし ・高度障害収入保障特則:適用あり ・特定疾病収入保障特則(2023):適用なし ・障害介護収入保障特則:適用なし ・保険料払込免除特約(2021):付加しない				・保険契約の型:A型 ・サポート給付金不担保特則:適用あり ・ストレス・メンタル疾病サポート特則:適用なし ・保険料払込免除特約(22):付加しない ・健康診断料率適用特約:付加する・SD=優良運転者			
年金月額	契約年齢	非喫煙者 健康体	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	標準体	非喫煙者 健康体	喫煙者 健康体	非喫煙者 標準体	喫煙者 標準体	SD非喫煙者 優良体	SD喫煙者 優良体	SD非喫煙者 標準体	標準体
10万円	30歳	2,110	2,460	2,520	2,590	1,977	3,180	2,254	3,809	1,720	2,220	2,330	3,210
	40歳	2,450	2,920	2,950	3,020	2,380	3,744	2,728	4,574	1,930	2,480	2,620	3,620
	50歳	2,560	2,960	3,000	3,070	3,200	4,298	3,582	5,304	2,190	2,720	2,850	3,790
15万円	30歳	3,015	3,540	3,630	3,735	2,965	4,770	3,381	5,713	2,445	3,195	3,360	4,680
	40歳	3,525	4,230	4,275	4,380	3,570	5,616	4,092	6,861	2,760	3,585	3,795	5,295
	50歳	3,690	4,290	4,350	4,455	4,800	6,447	5,373	7,956	3,150	3,945	4,140	5,550

● 本資料は当社商品の特長を正しく理解いただくために、保障内容が比較的類似する主な他社商品の概要を参考として当社で調べて取り纏めたものです。

また、記載以外にも類似する商品を販売している会社が他にもある場合があります。

● 料率区分は各社によって名称や適用条件が異なります。

● 各社商品の詳細は、各社のパンフレットや約款を確認するか、各社に照会ください。

● 本資料は、商品や会社の優劣を示すものではありません。また、募集に使用可能な要件を充足するものではなく、お客さまへの提示を厳禁します。

- Keep Upは2025年6月2日販売開始予定となっており、現時点では取扱いできません。
(販売開始日が変更となる可能性もありますのでご注意ください。)
- 本資料は2025年3月現在の内容で記載しております。内容は将来変更される場合があります。
- 財テクなどを主たる目的とした契約または当初から短期の中途解約を前提とした契約等の保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動を禁止します。
- 商品内容の詳細については、各種取扱要領、約款、パンフレットを必ずご確認ください。
- 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約払戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。
法人から役員等への名義変更についても、原則、節税効果はありません。
- 保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、税務署等からも租税回避行為と認識される可能性があります。
- 本資料は研修用資料であり、お客さまや貴代理店以外の第三者への提示、および無断引用・転載を禁止します。